

【資料2】

こども夜間休日オンライン診療体制整備事業業務委託仕様書

1. 業務名

こども夜間休日オンライン診療体制整備事業業務委託

2. 業務目的

本委託業務は、小児科医の地域偏在や夜間・休日の診療体制不足による子育て世代の不安を解消するため、対面診療を補完するオンライン診療体制を整備することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

なお、診療開始は令和9年1月とする。

4. 業務概要

夜間休日等における小児科の医療体制を補完するため、受注者は秋田県内に住所を有する小児患者が自宅等からスマートフォン等を用いてオンライン診療を受診できる体制を構築する。

(1) 診療科

小児科

(2) 対象年齢

3歳以上15歳以下（中学校卒業までを想定）

(3) 実施時間帯

月曜日～土曜日 18時～22時

日曜日・祝日・年末年始 9時～13時、14時～22時

※年末年始は12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

5. 受注者に求める要件

本業務を適切かつ安全に遂行するため、受注者は以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 本業務に類似したオンライン診療体制の構築・運用支援業務を都道府県又は市町村等の行政機関から受託した実績を有すること。
- (2) 都道府県又は市町村等の行政機関から、急病患者への医療相談、医療機関案内及び受診調整について豊富な経験を有すること。
- (3) 以下の①、②のいずれかを満たしていることを確認できる書面を業務開始前までに提出すること。

また、認証期間が定められている場合は、切れ目なく更新することとし、更新後は速やかに発注者へ期間更新後の書類を提出すること。

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」を取得していること。

- ② ISO27001における、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認定している 認定機関に認証された審査登録機関の認証を取得していること。
- (4) 本業務において取り扱う個人情報及び関連資料の安全管理を適切に行うため、情報セキュリティに関する十分な知識と実務経験を有する者を情報管理責任者として配置すること。

6. 業務の内容

受注者は、以下の業務を包括的に実施し、安全かつ円滑なオンライン診療体制を提供するものとする。

(1) オンライン診療システムの構築・提供

- ① 受注者が運用するオンライン診療について、利用者がスマートフォン等の専用アプリ又はウェブブラウザを經由して、診療前相談、オンライン診療、決済等を行えるシステム環境を提供すること。
なお、本事業専用システムのサーバーは日本国内に設置すること。
- ② 受付機能は、各事業者のシステム特性を活かした利用者が利用しやすい形態を提案すること。
- ③ オンライン診療の限界点や潜在的なリスクについて、利用者が正しく理解できるように、システム内で必ず確認・同意を得る仕組みを構築すること。
- ④ 医師による視診・問診に耐えうる、安定した画質及び音質のビデオ通話システムを提供し、保守すること。
- ⑤ 診療行為は、発注者が指定した医療機関（以下「実施医療機関」という。）と非常勤雇用契約を結んだ医師（以下「協力ドクター」という。）が行うものとする。
- ⑥ 実施医療機関が診療報酬を適切に受領でき、協力ドクターに対して待機料及び診療実績に応じた報酬を支払うことができる運用体制を提供すること。
- ⑦ 受注者は、県外医師の確保や全体の勤務時間の調整、医師の割り当て等の診療体制の運営に係る調整を行うこと。
- ⑧ 協力ドクターが対面診療を受ける必要があると判断する患者について、適切な受診につなげる体制を構築すること。
- ⑨ 患者に薬を処方する場合は、診察終了後速やかに、患者が指定する薬局に処方箋を送信すること。
- ⑩ 医師がオンライン診療を行うために使用するパソコン、ウェブカメラ、ヘッドセット等のハードウェア端末等については、原則として実施医療機関又は協力ドクター側が用意するものとする。ただし、システム利用に必要な専用ソフトウェア等のインストール支援、接続・動作検証、操作マニュアルの提供等は受注者が行うこと。

(2) 実施医療機関及び協力ドクターの事務代行

受注者は、オンライン診療を実施する県内の実施医療機関及び協力ドクターの事務負担を軽減するため、患者の受付・紹介、アプリ等のサービス提供に係る各種手続、オンライン診療の開始・運用に伴う法的な事務手続の支援、オン

ライン診療実施時間帯における医療事務（事前の確認作業やシステムサポート等）の代行を行うこと。

(3) オンライン診療申込受付及びオンライン診療のコーディネート

受注者は、オンライン診療の申込受付をした後、患者の症状や年齢等を配慮した調整を行い、円滑かつ適切に受診できる環境を整えること。

(4) オンライン診療後の処方へのコーディネート

患者がオンライン診療を受診し、薬が処方された場合は、受注者は、必要に応じて薬局との調整等を行い、円滑な薬の受け渡しに努めること。

(5) 患者アンケート調査の実施

医療品質の改善のため、オンライン診療を受診した患者に対して、満足度等を確認するアンケート調査を行うこと。アンケート調査の項目は、事前に発注者の同意を得るものとし、調査結果を発注者へ報告するものとする。

(6) 事例検討会への協力

本事業に参画する県内医師とバックアップを担う県外医師との間で、オンライン診療に関する知見の共有や医療品質の向上を図るための事例検討会に協力すること。

(7) 事業説明会や研修会等への協力

県や秋田県医師会が開催する各種事業説明会や研修会等において、システム操作や運用フローの説明等、必要な協力を行うこと。

(8) 広報

オンライン診療の開始及び普及促進のため、ホームページ等に掲載が可能な広報用資料の電子データを作成すること。

(9) 業務実績報告

受注者は、本事業による申込件数、診療件数、患者の属性、時間帯、受診調整件数、疾病名、苦情の件数及び内容について月ごとに取りまとめ、業務実績報告として翌月20日までに発注者に報告すること。

7. 人員・体制

(1) 実施医療機関及び協力ドクターの確保及びバックアップ体制

① 実施医療機関及び県内の協力ドクター

秋田県内の実施医療機関及び協力ドクターの確保（募集・選定等）に係る医師会等との調整は、発注者が実施する。受注者は、発注者が確保した協力ドクターに対し優先的に診療を割り当てる仕組みを構築・運用すること。

② 県外の協力ドクター

県内の協力ドクターのみで対応困難な場合に備え、受注者の責任において県外の協力ドクターのバックアップ体制を確保すること。

なお、県外の協力ドクターの配置に当たっては、秋田県出身者や県内での勤務経験がある者等、本県にゆかりのある医師を優先するよう努めること。

③ 協力ドクターの要件

協力ドクターは、以下の要件を全て満たすこと。

ア 小児科専門医、小児科を専攻している医師又は小児科を診療できる医師であること。

イ 厚生労働省が発行する「医師臨床研修修了登録証」を保有していること。
ウ 厚生労働省が主催する「オンライン診療の適切な実施に関する研修」を受講していること。

エ 日本の医師免許を有し、診療行為が法的に認められる状態にあること。

オ 日本小児科学会及び日本小児科医会等が開催する小児医療に関する研修を年1回以上受講していることが望ましい。

④ 保険の確認

受注者は、実施医療機関が賠償責任保険に加入していることを文書で確認し、発注者へ報告すること。

(2) 医療事務等の配置

受注者は、オンライン診療が円滑に実施されるよう、診療行為以外の事務業務（受付確認、保険資格の確認、システム操作のサポート等）を行う医療事務等のスタッフを適切に配置すること。

(3) 業務責任者

業務責任者は、本業務の進行管理、品質管理、課題・リスク管理等を実施し、発注者の求めに応じた報告、関係者との必要な調整及び課題の解決を行う者とする。

なお、重大事案が発生した場合は、直ちに事象の概要、発生原因、応急処置、今後の対応方針等を発注者へ報告し、指示を仰ぐこと。

(4) 情報管理責任者

情報管理責任者は、本業務において取り扱う個人情報及び関連資料の安全管理を統括し、法令及び本仕様書で定める基準を遵守するとともに、本業務におけるセキュリティ対策の運用を主導する者とする。

当該責任者は、情報漏えい、不正アクセス等のリスク評価及び対策の実施、緊急時対応計画の策定並びに全従事者への教育・訓練を行うほか、「9（4）情報セキュリティ対策」に定める対策を実施すること。

(5) 運用保守・サポート窓口

① システムの利用方法等に係る問合せは、受注者のコールセンター又はメール等にて対応すること。

② 24時間365日体制でサービスの死活監視を実施すること。緊急・障害対応は休日問わず速やかに対応し、計画停止の際は事前にアプリ内通知等で周知すること。

(6) 申込者数増加時の体制

申込者数が著しく増加することが見込まれる場合は、県と協議の上、必要な体制を整備すること。

8. 責任の所在

(1) 診療行為によって発生した問題については、実施医療機関及び協力ドクターが責任を負うものとする。

(2) 受注者は、オンライン診療システムの運営管理、並びに協力ドクターの医療品質の向上及び改善等に係る責任を負う。

9. 契約条件等

(1) 業務の再委託

- ① 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者と協議し、承認を得た場合には、業務の一部を第三者に委託することができるが、主たる部分を一括して委託することはできない。
- ② 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負う。また、受注者は、再委託の相手方に対して受注者と同等の義務を負わせることとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めること。

(2) 知的財産権の帰属等

- ① 本業務により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡すること。
なお、受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、発注者と別途協議すること。
- ② 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれているときは、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。
なお、このとき、受注者は当該著作権者の使用許諾条件について、発注者の了承を得ること。
- ③ 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰すべき場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、発注者は紛争等の事実を知ったときは、速やかに受注者に通知すること。

(3) 県の情報セキュリティポリシーの遵守

- ① 受注者は、発注者が別途提示する情報セキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に関係する全ての者にその遵守を徹底させること。
- ② 発注者は、受注者が上記に掲げる情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているか、業務期間中随時確認を行い、その結果に基づく指摘等を行うことができる。また、発注者から指摘等があった場合、受注者はその内容に従わなければならない。

(4) 情報セキュリティ対策

受注者は、本業務の実施にあたり、以下のセキュリティ対策を実施すること。

- ① サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアをシステムに常駐させ、常に最新の状態に保つこと。
- ② 開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。
- ③ サーバーと端末間の通信は、SSL/TLS等により常に暗号化すること。
- ④ データベース等に保存される個人情報・医療情報は暗号化して保存すること。

- ⑤ 管理者用等の機能に対しては多要素認証を導入する等の不正アクセス対策を講じること。
- ⑥ 日次でバックアップを取得し、2週間以上保管すること。
- ⑦ 本業務終了後、発注者の指示に基づき、本業務の情報を有するハードディスク等の記録媒体内の情報を完全に消去すること。また、データ消去証明書（方式、作業日時、担当者名、作業対象機器が記載されたもの）を提出すること。
万一、インシデントが発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、是正措置を講じること。

10. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、法令及び厚生労働省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等の関係通知を遵守して行うこと。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 本業務の受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者との協議により決定すること。
- (4) 本業務の受注者は、発注者の指示に基づき秋田県医師会、秋田県病院協会、秋田県小児科医会、秋田県薬剤師会、関係医療機関等と連携し、業務を行うこと。
- (5) 受注者は、発注者から提供された本事業に関する最新の情報等を適宜更新し、県外の協力ドクター等を含む関係者へ速やかに共有・周知する体制を整えること。